

商 品 名

⑪ 期日指定定期預金（複利型）

2024年1月4日現在

販 売 対 象	・個人
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年の間の任意の日を指定できます。（ただし、満期日の指定をする時は、その1か月前までに通知することが必要です。） ・預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます（期間は3年）。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一括預入 (2) 100円以上300万円未満 (3) 1円単位
払戻（支払）方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。 なお、この預金の一部について満期を定めるときは1万円以上万円単位の金額で指定してください。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 なお、支払時の約定利率は以下の預入期間に応じた預入時の店頭表示利率を1年複利で適用します。 ① 1年以上2年未満・・・証書表面記載の「2年未満」の利率 ② 2年以上・・・・・・・・証書表面記載の「2年以上」の利率 自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2) 満期日以後に一括して支払います。 (3) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算（満期日一括課税計算）
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続型は「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率〔2年以上〕に0.5%上乗せした利率）
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利で計算した中途解約利息とともに支払いします。（この場合約定利率は「2年以上利率」とします） ① 6カ月未満・・・解約日の普通預金利率 ② 6カ月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6カ月未満・・・2年以上利率×50% ④ 1年6カ月以上2年未満・・・2年以上利率×60%

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 2年以上2年6カ月未満・・・2年以上利率×70% ⑥ 2年6カ月以上3年未満・・・2年以上利率×90%
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～16時50分、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 決済性預金を除く預金(普通預金・定期預金・定期積金・貯蓄預金・通知預金等)を合算して元本1,000万円までとその利息等(定期積金の給付補てん金を含む)が保護対象となります。 *決済性預金とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。 ◎詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。